

業務改善助成金

平成30年度

※下線部拡充

【助成概要】

全国47都道府県において、企業の生産性向上に資する設備投資などを実施し業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（事業場内で最も低い時間給。1,000円未満に限る。）を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者に対し、その業務改善に要した経費の一部を助成する。

また、賃金引き上げを行う労働者数に応じ、助成上限額を上乗せする。

【助成率】

7/10（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4）

※生産性要件を満たした場合には3/4（常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は4/5）

※生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づき生産性指標と、その3年前の決算書類に基づき生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等

【助成上限額】

引き上げる労働者の数	助成上限額
1～3人	50万円
4～6人	70万円
7人以上	100万円

- ◆ 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場も助成対象
- ◆ 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルテーション経費」も助成対象